【提案議題】

1. 千秋町連区シン学校プロジェクト検討委員会設置要綱の一部改正について

提案理由

シン学校プロジェクト第１期前期対象校の進捗状況が遅延しつつあるなかで、参考となる先行事例が達成されるまでの間、千秋町連区における検討委員会活動を休止するにあたり、個人に依頼している委員長及び副委員長の選任規定について、構成要件に合わせた役職者を充てることができるようにするもの。

千秋町連区シン学校プロジェクト検討委員会設置要綱（令和６年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（委員長及び副委員長） 第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。 ２　委員長は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿会務を総理し、委員会を代表する。 ３　副委員長は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	（委員長及び副委員長） 第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。 ２　委員長は、地域づくり協議会相談役を以て充て、会務を総理し、委員会を代表する。 ３　副委員長は、地域づくり協議会会長を以て充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

備考　改正箇所は、下線がひかれた部分である。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

2. 千秋町連区シン学校プロジェクト検討委員再開時のご案内について

千秋町連区における検討委員会の再開に関しては、事務局（出張所長）により随時、市の事業状況を報告のうえ地域づくり協議会役員会にて決定するものとします。再開時のご案内の有無についてアンケート項目にてご回答願います。